は特例通算遺族一時金の支給を受けた者が平成十三年統合法附則第四十三条第三項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十三条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った場合は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に戸籍抄本を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

一　届出人の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　特例遺族共済一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の返還の事由及びその事由が生じた年月日

三　特例遺族共済一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の支給額及び特例年金政令第二十五条の三第五項において準用する同条第四項に定める返還の方法

（返還届出者が死亡した場合の届出）

第四十四条の八　前条の規定により届出をした者（以下この条において「返還届出者」という。）が死亡したとき（特例年金政令第二十五条の三第五項において準用する同条第四項前段の規定により返還すべき額が存続組合に全額返還されている場合を除く。）は、平成十三年統合法附則第四十九条第三項の死亡の届出義務者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に死亡を証する書面を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

一　当該死亡の届出義務者の住所、氏名及び届出人と返還届出者との続柄

二　返還届出者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

三　返還届出者が死亡した年月日及びその事由

第四十八条中「を添えて」を「その他の当該法人の設立等を証明する書類を添えて、存続組合を経由して」に改める。

第五十二条に次の一項を加える。

5　前条第一項の規定による特例業務負担金の前納を行った旧農林漁業団体等がその後第五十三条の三第一項の長期前納の申込みをしたときは、前納開始月（第五十三条の二第二項に規定する前納開始月をいう。）以後の月分に係る前納負担金を還付する。この場合において、当該前納開始月以後に納付すべきこととなる各月の特例業務負担金については、第四十九条及び第五十条の規定による。

第五十三条中「前条第四項」の下に「及び第五項前段」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（特例業務負担金の長期前納）

第五十三条の二　旧農林漁業団体等は、存続組合の承諾を受けて、一年を超える期間の月分の特例業務負担金の一部を前納することができる。

2　前項の規定による特例業務負担金の前納（以下「長期前納」という。）は、一年を超える期間であって、長期前納を開始する年において旧農林漁業団体等の希望する月（以下「前納開始月」という。）から存続組合が定款で定める年の三月までの期間（以下「長期前納対象期間」という。）の分について行うものとする。

3　旧農林漁業団体等が長期前納を行おうとする特例業務負担金（以下「長期前納負担金」という。）は、前納開始月の末日までに納付しなければならない。

4　長期前納負担金の額は、長期前納対象負担金額（前納開始月の前月の月分の特例業務負担金の額を長期前納対象期間における各月の特例業務負担金の額とみなして、当該みなされた額に存続組合の定款で定める割合を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）を、存続組合が定款で定めるところにより、存続組合の定める率による複利現価法によって長期前納期間（前納開始月の翌月から存続組合の定款で定める年の四月までをいう。以下同じ。）の各月ごとに割り引いた額（以下この条において「割引後の長期前納対象負担金額」という。）の合計額とする。

5　長期前納負担金は、長期前納期間に納付すべきこととなる各月の特例業務負担金に充当するものとする。この場合における長期前納期間に納付すべきこととなる各月の特例業務負担金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とし、当該各月の特例業務負担金に充当する額は、長期前納負担金の額を長期前納期間の月数で除して得た額とする。

一　各月の特例業務負担金の額

二　長期前納対象期間における各月の長期前納対象負担金額の合計額から長期前納負担金の額を控除した額を、長期前納対象期間の月数で除して得た額

6　長期前納対象負担金額及び割引後の長期前納対象負担金額を算定するに当たり、その額に一円に満たない端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。

7　旧農林漁業団体等は、長期前納対象期間に第五十一条第一項の規定による前納を行うことができない。

（長期前納負担金の納付方法）

第五十三条の三　長期前納を行おうとする旧農林漁業団体等は、前納開始月の前月の十日までに長期前納を希望する旨を記載した申込書を存続組合に提出しなければならない。

2　前項の申込みに対し存続組合が長期前納を承諾したときは、存続組合は、前納開始月の十五日までに、当該旧農林漁業団体等に納入告知書を送付しなければならない。

3　前条第五項の規定により各月の特例業務負担金に充当することとなる金額が、長期前納期間に納付すべき当該各月の特例業務負担金の額を超えるときは、その超える額を還付する。

（長期前納負担金の還付請求）

第五十三条の四　前条第三項の規定により長期前納負担金の還付を請求しようとする者は、その旨を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（平成二十七年度までの間に旧農林漁業団体等が行う長期前納に係る特例）

2　平成二十七年度までの間における長期前納に係るこの省令による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令第五十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「長期前納を開始する年」とあるのは、「存続組合が定める期間内」とする。

○農林水産省令第二十四号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行に伴い、並びに農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項各号並びに第十四条の四第一項及び第三項第二号、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第十三号及び第十四号の二、第四条第二項第三号、第五条第二項第三号、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十八条第三項の規定により読み替えて適用する農地法第六条第一項及び第七条第五項、同法第三十条第一項、第三十二条第一項、第三項第三号及び第四号並びに第六項、第三十三条第一項及び第三項、第三十七条、第三十八条第二項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十四条第四項、第四十六条第一項、第五十二条の二第一項第四号及び第四項並びに第五十二条の三第一項並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第三条の規定に基づき、並びに農業経営基盤強化促進法及び農地法を実施するため、農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　農林水産大臣　林　芳正

（農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令）

第一条　農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（青年の年齢）

第一条　農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める範囲の年齢は、原則として十八歳以上四十五歳未満とする。

第一条の三を第一条の五とする。

第一条の二の前の見出しを削り、同条を第一条の四とし、同条の前に見出しとして「（農地利用集積円滑化事業を行う者の要件）」を付する。